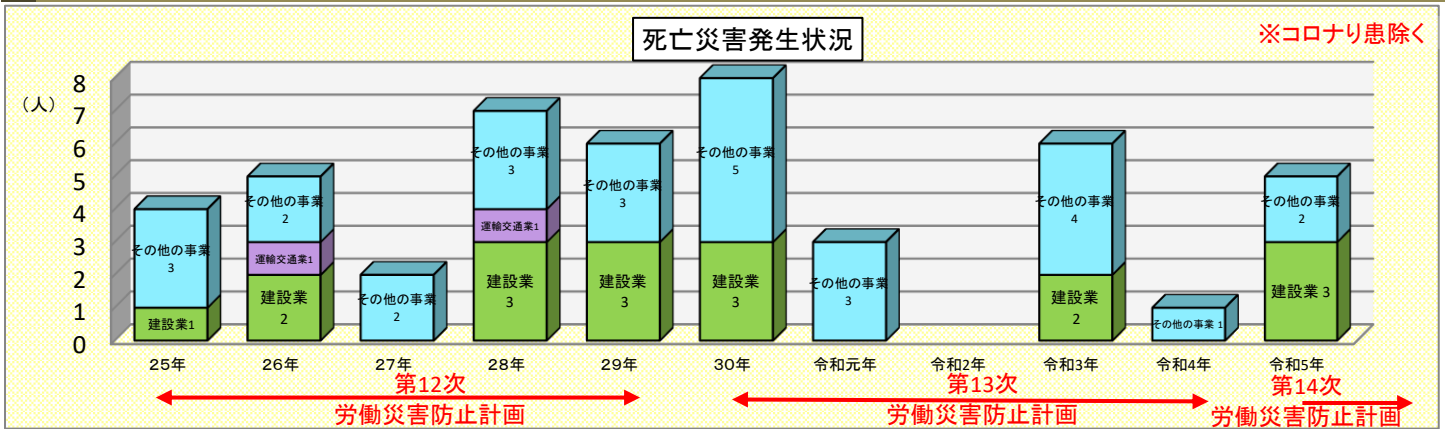


労働災害の発生状況

＜死亡災害の撲滅、業種の災害特性に応じた対策の強化＞

管内（新宿、中野、杉並区）の死亡災害の発生状況

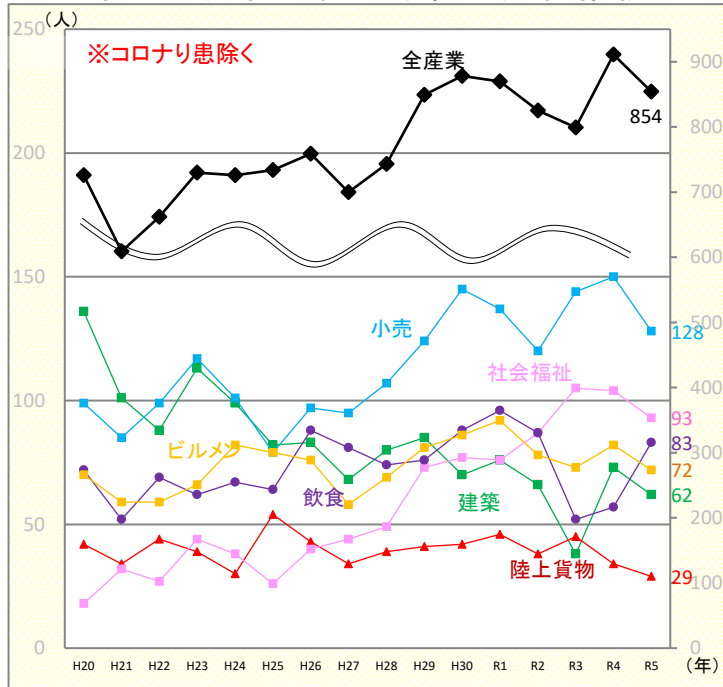


令和5年の死亡災害の発生状況

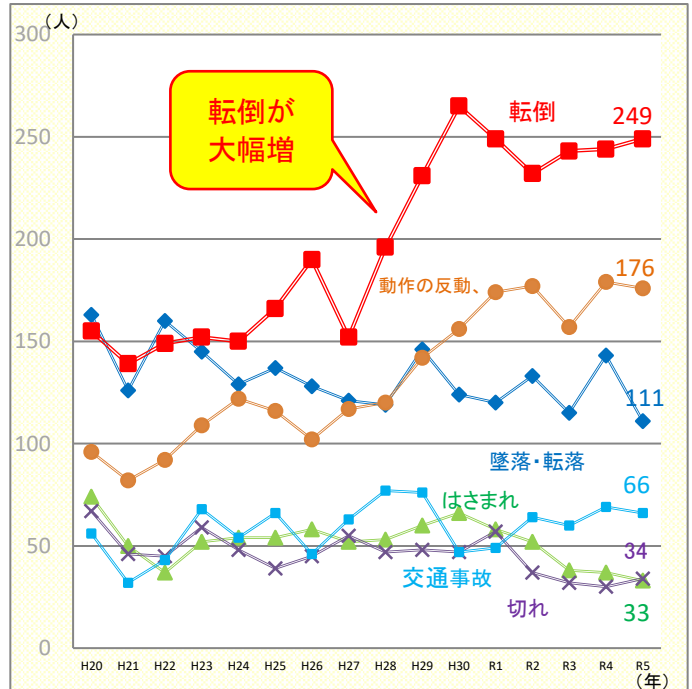
発生月	業種	職種 年齢 経験年数	事故の型	発生状況
			起因物	
2月	その他の事業	警備員 50歳代 1年以上5年未満	転倒 通路	車両入口にて、車両誘導業務のため立哨中、突然意識を失い後ろ向きに倒れ、後頭部を打って死亡。
8月	建築工事業	防水工 50歳代 10年以上20年未満	墜落、転落 建築物、構築物	学校内1階食堂の屋根（2階相当）において、作業床の端に背を向けて防水シートの貼付作業をしていた被災者が、作業床の端から墜落（約4m）。
9月	建築工事業	電工 70歳代 30年以上	墜落、転落 開口部	道路と現場を隔てる仮囲いを復旧するため、水平方向の単管パイプ同士を接続するためジョイントピンを差し込もうとしたところ、前方の開口部に被災者が倒れ、墜落（約4m）。
10月	その他の建設業	電工 60歳代 1年以上5年未満	墜落、転落 屋根	商品保管倉庫の屋根において、設置されていた太陽光パネルの点検作業中、プラスチック製の屋根板を踏み抜いて墜落（約9m）。
11月	清掃と畜業	作業者・技能者 70歳代 20年以上30年未満	墜落、転落 立木等	民家の庭先での木の剪定作業において、被災者が立ち木に登って葉を落としていたところ、墜落（約3m）。

死傷（休業4日以上）災害の推移

＜管内で災害が多い業種の災害推移＞



＜事故の型別の発生推移＞

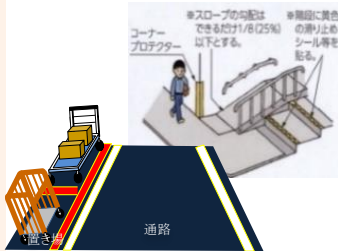




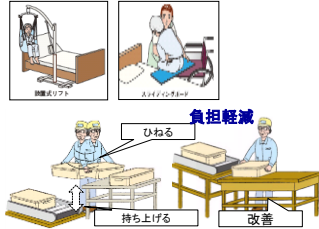
行動災害（転倒・腰痛）防止
災害が増加傾向にある転倒・腰痛対策の強化

職場改善、負担軽減（ハード対策）

◇“滑り”“つまづき”“踏み外し”の危険箇所をなくすこと！



◇介護施設においては、ノーリフトケア（抱え上げない介護）<福祉機器・用具の積極活用>



教育により安全意識向上（ソフト対策）

◇転倒・腰痛予防に必要な対策をすべての労働者に対して教育



転倒・腰痛予防対策

◇動画等の教育教材を積極的に活用



転倒・腰痛動画教材

SAFE コンソーシアムポータルサイト 活用

SAFEとは？ コンソーシアム シンポジウム アワード 現場視察 転倒予防川柳 動画

職場における転倒・腰痛予防対策動画 高齢労働者セミナー動画

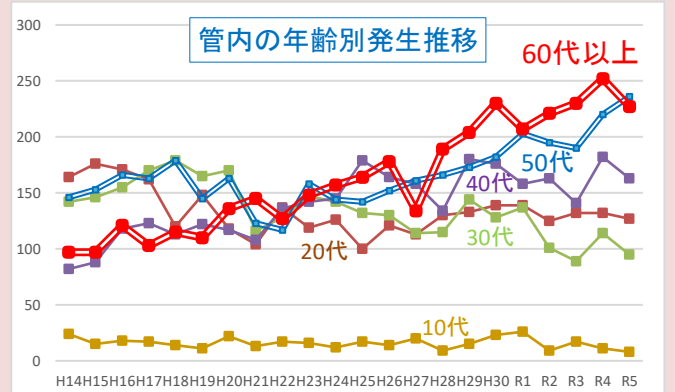
動画、アワード（事例）等掲載

SAFEコンソーシアムポータルサイト

高齢労働者対策

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高齢労働者の健康づくりを推進



50歳以上の発生件数が右肩上がり、20年で約2倍

働く高齢者が増加！
60歳以上の労働災害1/4以上！
災害発生率が高齢層で高い！

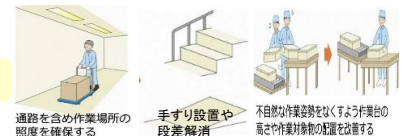
高齢者の就業状況や業務内容に応じて実現可能な対策を

ポイント①

『トップの方針表明』と『担当者や組織』の整備

ポイント②

『職場環境の改善』



ポイント③

『体力や健康状況』の把握と対応

体力チェックの実施

ポイント④

『安全衛生教育』

- 高齢労働者の災害の特徴
- 身体機能の低下
- 自己管理の向上
- 時間をかけ丁寧に、わかりやすく（図、イラスト、映像）



体力チェックの方法、ガイドラインの詳細について



建設業

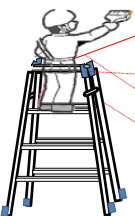
墜落・転落災害防止（死亡災害を発生させない）

<脚立、はしごの安全な使用の徹底>

①まず検討！

- はしごや脚立の**使用自体を避ける**
- 墜落の危険性が相対的に低い用具へ変更（ローリングタワー、可搬式作業台、手すり付き脚立等）

②使用する場合「**ルール**の定め」
「安全使用の**ポイント**」を教育



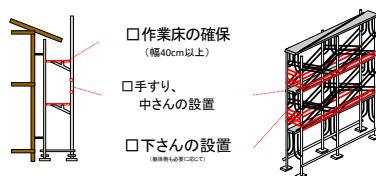
- 身を乗り出さない（位置を直す）
- 天板作業禁止
- 反動のある作業をしない
- 3点支持での昇降



チェックリストの活用

<足場からの墜落防止対策>

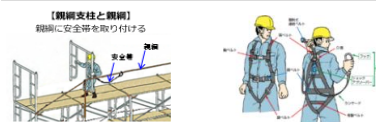
原則、枠組・本足場（幅40cm以上）を採用



<足場の規則改正 R5.10～施行>

1. 一側足場の使用範囲の明確化（R6.4～）
（幅1メートル以上の場所では、二側足場の使用を義務）
2. 足場点検者の指名、点検者の氏名の記録（R5.10～）

墜落制止用器具の使用徹底、特別教育の受講



<墜落・転落に係るリスクアセスメント>

工事工程別、作業別等の必要な単位で実施

「施工計画書」や「作業手順書」の作成段階で実施し、結果を反映させる



日々の安全活動で危険箇所の確認



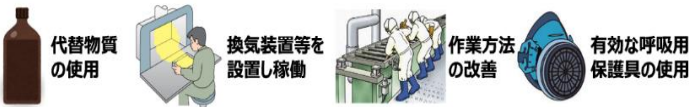
朝礼・ミーティング



巡視・パトロール

職場における新たな化学物質規制 R5.4、R6.4施行

- ばく露の上限となる基準の制定
SDS対象物質を674→約2900に順次追加
一定の物質のばく露濃度基準の設定
- 情報伝達の仕組みの整備・拡充(SDS情報伝達の強化)
記載項目の追加や定期更新、通知方法の追加等
- 皮膚等への障害防止措置
- 自律的管理に向けた実施体制の確立
化学物質管理者等の選任、衛生委員会での付議、
雇入時の教育



化学物質管理に係る『特設サイト』の活用を！

職場の化学物質管理の道しるべ
ケミガイド

職場における新たな化学物質管理規制についての特設

職場の化学物質管理
ケミサポ

化学物質管理者向けに、事業者が自律的化学物質管理を行うにあたって確認、準備をすべきことを伝えるサイト
(独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所)

石綿障害予防規則の改正 R3.4施行

石綿則の事項について不適切事例が散見されたことから、作業開始前の石綿等の使用の有無の調査や、労働基準監督署への届出等にかかる大幅な改正

- 事前調査の徹底
- 事前調査を行う者の資格要件
- 事前調査結果の報告

「石綿」が含まれていませんか？

石綿総合情報ポータルサイト 検索

令和6年度 STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

毎年約20人が死亡、約1,000人が4日以上休業
職場における熱中症予防対策の徹底
令和6年5月1日～9月30日までの期間
(4月準備期間、7月重点取組期間)

作業場のWBGT値の把握
数値に基づく対策の推進

水分・塩分の摂取

異常時の措置

指数計

朝礼会場だけでなく、作業場で測定

のどが渇く前に

異変を感じたらすぐ病院か救急車
一人きりにしない

その他実施項目や教育用動画等はポータルサイト活用

法改正、ガイドラインの改正等

騒音障害防止ガイドラインの改正

騒音性難聴による新規労災認定者が年300人程度で推移
騒音ガイドライン(30年ぶりに改訂)に基づき対策

- 作業場の騒音レベルを評価
(作業環境測定)
- 騒音レベルに応じた対策の推進
(低騒音化・除去、遮音、作業方法の改善等)
- 聴覚保護具の着用(耳栓、耳覆い)
- 半年ごとに健診(聴力)
- 労働衛生教育



事業場における労働者の健康保持増進のための指針

労働者の健康状況に応じて、健康保持増進を実施(コラボヘルス推進)
保険者と事業者が積極的に連携し、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に進めること

<コラボヘルス>

○労働者の活力向上→
○生産性の向上→

第10次粉じん障害防止総合対策

粉じん作業従事者は増加傾向(60万人以上)、総合対策に基づき対策

- 呼吸用保護具の適正な使用
- ざい道等建設工事の粉じん対策
- じん肺健康診断の実施
- 離職後の健康管理の推進
- その他地域の実情に即した対策
 - ・アーク溶接、岩石の裁断
 - ・金属等の研磨
 - ・岩石・鉱物のばり取り、鉱物等の破砕・・・等



電離放射線業務 R4.10施行

医療従事者の被ばく線量管理と被ばく低減対策

- 眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ
- 線量の測定及び算定方法(一部変更)、記録、保存期間追加
- 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更



線量測定は適切な方法(測定器の数、位置)



業種の災害特性に応じた対策を進めよう

